

ふるさと産品創出等支援事業補助金 よくある質問(Q&A)

Q	A
制度の概要・特徴について	
「亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金」とはどのような制度ですか？	亀岡市の地域特性を生かした魅力的なふるさと産品の創出や生産強化等を促進し、地域の活性化や産業振興、雇用の促進を図るための補助制度です。 ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング(CF)により寄附金を募り、その寄附額を原資として事業者に補助金を交付します。
通常の補助金と何が違うのですか？	採択を受けた事業提案に対し、亀岡市がふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング(CF)を通じて寄附金を募集し、実際に集まった寄附額に応じて補助金を交付する点が大きな特徴です。 自社商品のPRやファンづくりを行いながら資金調達を図ることができます。
申請資格・対象者について	
これから亀岡市内で創業する人や、市外事業者が市内に新拠点を置く場合も対象になりますか？	対象となります。 市内に事業所の開設を予定している事業者や、これから起業・新規事業をスタートさせたい方も支援対象として含まれます。
補助対象経費について	
補助対象経費の性質について、教えてください。	補助対象経費については、事業を開始・拡大するための「イニシャルコスト(初期投資・事業開発費)」となります。「ランニングコスト(事業開始後の運用・維持経費)」は対象になりません。 【イニシャルコストの例】 試作品開発のOEM費、生産設備の購入費、設置工事費、製品広告のデザイン費、新商品開発に係る一時的な専門家謝金など 【ランニングコストの例】 量産に係るOEM費、設備の保守点検料、賃借料、SNS広告の月額運用費、自社社員の人件費、毎月の専門家顧問料など
製造品を効率的に運搬するための車の購入は対象ですか。	製造や生産、増産供給過程で必要不可欠かつ必要最小限かどうかで判断をします。また、車のように汎用性が高いものは認められません。
募集要項に「購入後に除却する建物や事業の用に供しない建物については、補助対象経費として認められません。」とありますが、建物又は土地の一部を事業の用に供しない場合(事業以外の用途で使用する場合を含む)についても、当該部分は補助対象経費として認められますか？	補助対象経費については、事業の用に供する部分の面積に応じて按分します。 例えば、固定資産評価額が1,000万円、延べ床面積が1,000㎡の建物において、1階部分(500㎡)を事業用、2階部分(500㎡)を職員の居住用として使用する場合、事業の用に供する部分は建物全体の2分の1となります。 この場合、補助対象経費として認められる金額は、固定資産評価額1,000万円を面積比で按分した500万円となります。
補助金額について	
補助金額や補助上限額はどのように決定されますか？	補助金額はCFで集まった寄附額の50%(1,000円未満切捨)となり、補助対象経費の額(満額)が補助上限となります。
寄附目標額はいくらに設定すればよいですか？	寄附目標額は、原則、補助対象経費(購入したい設備等の価格)の2倍に設定します。なお、最低設定額は100万円(補助対象経費50万円相当)です。例えば、100万円の設備を購入したい場合、寄附目標額は200万円に設定します(200万円達成で上限100万円の補助)。 ただし、寄附目標額については、これまでのふるさと納税制度における寄附実績等を踏まえ、寄附の見込額等を勘案した上で、亀岡市と協議の上、決定します。

クラウドファンディング(CF)と自己負担について	
クラウドファンディング(CF)で目標額に達しなかった場合はどうなりますか？	目標額に達しなかった場合でも、集まった寄附額の50%以内で補助金が交付されます。ただし、その際の補助対象経費との差額は事業者自身の自己資金で補完して事業を実施していただきます。
クラウドファンディングCFで目標額以上の寄附が集まった場合はどうなりますか？	寄附額が対象経費の満額に到達した時点でCFの募集は終了(または停止)となりますが、交付される補助金額は事前に交付決定を受けた補助対象経費の額が上限となります。
申請手続き等について	
申請前の「事前協議」は必ず受けなければなりませんか？	必ず行っていただく必要があります。事前協議により、CFの内容や寄附目標額などの調整を行います。
1つの事業者が同時に複数の提案(申請)をすることはできますか？	同一の個人または法人による同年度での複数申請はできません。1事業者につき1提案で申請してください。
補助金の受取時期はいつですか？また事前受取(概算払)は可能ですか？	原則として、事業完了・実績報告後の「実績払い」となります。ただし、事業完了前に交付が必要と市が特に認める相当の理由がある場合は、概算払(一部または全部の事前交付)を請求・受給することができます。
補助金の交付を受けた後に義務付けられることはありますか？	以下の義務が発生しますのでご注意ください。 ・5年間の事業継続義務:事業開始から5年間は事業を継続すること。 ・返礼品の提供:創出・拡大した商品等を本市のふるさと納税返礼品として登録・提供すること。 ・書類保存と報告:交付後5年間は関係書類の原本を保存し、市の求めに応じて事業報告を行うこと。 ・財産管理:取得した施設・設備等を適正に維持管理し、定められた耐用年数の期間内は原則として譲渡・処分できないこと。